

平成23年11月15日

各 位

太陽生命保険株式会社  
代表取締役社長 田中 勝英  
東京都港区海岸一丁目2番3号  
(お問合せ先)広報部 TEL:03(3434)5257

## 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21世紀金融行動原則)」への署名

T & D保険グループの太陽生命保険株式会社(社長 田中勝英)は、平成23年11月15日、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」に署名いたしましたのでお知らせいたします。

### 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」

#### 【経 緯】

平成22年6月、中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」でとりまとめられた報告書「環境と金融のあり方について～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」において、環境金融への取組の輪を広げていく仕組みとして「日本版環境金融行動原則」の策定が提言されました。これを受け、環境省が事務局となり、幅広い金融機関が自主的に参加して起草委員会が発足しました。当社もこの趣旨に賛同し、起草委員会に発足当初から参画させていただきました。

起草委員会は、日本における環境金融の裾野の拡大と質の向上を目的としつつ、平成22年9月から計7回にわたって開催され、平成23年10月4日の第7回起草委員会において、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」及びこの原則を実践するための業務別ガイドラインが採択されました。

なお、署名の受付は11月15日より開始されています。

#### 【内 容】

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」は以下の通りです。

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。

(次ページへ)

4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

当社は、平成 19 年 3 月に国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) が提唱する「責任投資原則 (PRI)」に日本の生命保険会社として初めて署名し、環境・社会・ガバナンスの課題を踏まえた資産運用を行うなど、これまでも社会の一員としての企業活動に取り組んで参りましたが、今回の署名を機に、より一層幅広い観点から、持続可能な社会の形成に向けた取組みを進めてまいります。

以 上